

■ Article ■

規制改革について

日税連規制改革対策特別委員会副委員長・税理士 宮本 雄司

.....

政府が規制改革政策を検討するようになってから約 20 年の月日が経過している。この過程で、税理士業においては他の士業と同様、資格のあり方が議論され、強制入会制や無償独占のあり方を見直すべきとの意見が出たことは事実である。当職が所属する日本税理士会連合会（以下「日税連」）規制改革対策特別委員会においては、こうした規制改革の動きを注視し、時に日税連としての意見を取りまとめる等して、税理士制度の重要性を訴える活動を行っている。

本稿では、上記政府の規制改革政策や、近年の動き等から以下の 4 点について解説する。

- 税理士の資格制度及び登録制度について
- TPP（環太平洋経済連携協定）等の外交政策への対応について
- F i n t e c h（フィンテック）への対応について
- AI（人工知能）と税理士の将来像について

I 税理士の資格制度及び登録制度について

1. 税理士の資格制度

平成 26 年度の税制改正大綱において、税理士制度について「申告納税制度の円滑かつ適正な運営に資するよう、税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から、税理士の業務や資格取得のあり方などに関し見直しを行う。」とし、租税教育への取り組みの推進や、税務調査の事前通知の規定の整備等と並び、公認会計士の税理士資格付与に関する見直しが具体的な改正項目として列記されたことは記憶に新しい。

この公認会計士に対する自動資格付与問題（税理士法第 3 条の改正）は、法第 3 条第 1 項及び第 2 項とは別に、第 3 項として、公認会計士法第 16 条第 1 項に規定する実務補習団体等が実施する研修のうち、財務省令で定める税法に関する研修の修了を要件とすることとして、最終的に税理士法改正に至ったものである。

税理士と公認会計士との資格の調整は、昭和 55 年改正における許可公認会計士制度の創設により、会計士が一定の要件の下、税理士登録を行うことなく税理士業務を行うことができることとなったことが、後の税理士法改正における大きな端緒となった。この時は、税理士会たる組織の指導・監督から離れて会計士が税理士業務を行うことに対して税理士会が異を唱え、その廃止を求めていたところ

平成 13 年の改正において当該制度は廃止されていた。

ただ、その後平成 15 年における公認会計士法改正による試験制度企画(平成 18 年実施)により、公認会計士試験の合格者が急増、公認会計士登録後、業務歴の浅い会計士の税理士登録もまた飛躍的に増大し、税理士資格取得について公認会計士試験制度がその迂回制度になっているのではという批判が起こるようになった。日税連は平成 26 年改正においてこの制度的歪みの是正を大きな目標として掲げたのである。

平成 26 年改正実現までの過程では、日税連の「自動資格付与廃止要望」に対し、日本公認会計士協会の反対運動が沸き起こり、対立が先鋭化した。改正の前年の平成 25 年には、両会及び各々の政治連盟のトップが会談を行ったものお互いの主張の隔たりを打開することができず、その行方は政治レベルにおける決定に持ち込まれることとなり、平成 25 年 12 月、各々の制度推進議員連盟の総会が開かれ、互いに合意がなされた。その内容は、税理士法を改正し、上記に述べた通り、税理士法第 3 条第 1 項及び第 2 項とは別に第 3 項を設け、会計士の税理士登録に一定の要件をつけることであった。

また、当該合意においては、「税理士法第 3 条に関して更なる見直しを求めない」としており、最終的には当該改正の適用は、「平成 29 年 4 月以降の公認会計士試験に合格した者に対してから」ということとなった。

2. 税理士登録制度

税理士法第 18 条において、税理士有資格者が税理士となるには、「税理士名簿」に氏名、生年月日等の事項を登録しなければならない旨が定められており、その「税理士名簿」は税理士法第 19 条において、日税連において備え置く旨が定められており、税理士名簿の管理及びその登録の申請受理等の業務については、日税連が行っている。

従って、日本で税理士として活動するためには、この「税理士名簿」に必ず登録をすることが必要である。これは他の士業同様、名簿に登録されることによりその資格を公証する制度である。これが別の言い方をすれば、「強制入会制度」を採用しているということになる。

ところが、かつてこの強制入会制度に対して、そのあり方の見直しがされるのでは、との動きがあった。平成 18 年暮れに公となった政府の規制改革・民間開放推進会議の「規制改革・民間開放の推進に関する第 3 次答申」の中で、税理士をはじめとした業務独占資格 8 資格について資格者団体の設置と強制入会制度が採られていることに対して、「しかしながら、強制入会制度は、試験合格者に追加的な規制を課すとともに、他の資格者団体との間に業務領域などについて障壁を作り、～(中略)～ これらは利用者である国民にとっての資格者の活用を不自由にする大きな原因となっていると考えられる。したがって、国民の利便性、

資格者団体及び関係省庁の意見を踏まえ、引き続き検討を行っていく必要がある。」として、強制入会制度についての見直しが提言されたのである。

II T P P (環太平洋経済連携協定)等の外交政策への対応について

T P P (環太平洋経済連携協定)が昨年(平成 28 年)大筋合意に達した。今後個別に交渉が開始される予定だが、その交渉分野の一つとして、「越境サービス貿易」という項目があり、これが今日の税理士業務に影響を与える可能性がある。

具体的には、日本国内で税理士業務を行うことができる税理士・税理士法人が税理士法に基づいて保護されている一方で、税理士法第 3 条第 1 項第 3 号及び第 4 号により公認会計士、弁護士も税理士となる資格を取得できるものとされていることから、仮に T P P の交渉で、公認会計士又は弁護士資格が他国と相互承認された場合、他国の会計士・弁護士が日本において会計士・弁護士登録を行うことにより、税理士法第 3 条第 1 項第 3 号及び第 4 号により税理士登録を認められる可能性がある。

これにより、日本国内において税務の専門性に欠けた税理士が増加することが懸念されるのである。

平成 25 年 3 月には、自由民主党外交・経済連携本部 T P P 対策委員会がとりまとめた「T P P 対策に関する決議」において、「事務所開設規制、資格相互承認等については、公認会計士、税理士をはじめとした資格制度について、我が国の特性を踏まえること」とする旨の決議が行われている。これに呼応するかのよう、日税連は平成 25 年 6 月、T P P 政府対策本部に対し、上記のようなことが懸念される旨、及び仮に個別の資格の相互承認が議論される場合であっても、税の重要性に鑑み、専門家資格である税理士資格を相互承認の対象外とすべきである旨、意見書を提出している。

上記にて掲げた懸念に対して、どのように考えていくべきか。根本的には、我が国の税理士制度が国家基盤を形成する租税を取り扱う国家資格として、高い公共的使命を有し、申告納税制度の適正な実現に寄与してきた歴史に着目しなければならないと考える。それゆえ税務業務は有償・無償を問わず原則として税理士登録をしたもののみとなっている。この我が国のような制度設計を採っていない諸外国もあるため、税理士資格の相互承認をそのまま認めることは現在の我が国にそぐわないどころか、我が国納税者の利益を阻害するものであると考える。

III F i n t e c h (フィンテック)への対応について

Fintech とは、Finance(金融)と Technology(技術)とを掛け合わせた造語で、金

融と IT の融合により生まれた新たなサービスと定義付けられている。その領域はこれまで金融機関の主たる業務としていた資産運用・融資・決済・送金から、IT を活用した仮想通貨、情報管理、会計サービス等の業務支援が挙げられる。

今後、Fintech を活用した企業が金融業務に本格参入することにより、税理士業務にもその影響が及ぶと考えられている。

具体的には、会計サービスの分野における「クラウド型会計ソフト」がある。このクラウド型会計ソフトは、税理士業務の中の会計業務(特に記帳代行業務)について相当部分の自動化が行われ、伝票起票やデータ入力の業務が省力化されることは確実であり、ひいては企業の経理担当者、会計事務所に係る雇用が大きく削減されるとも言われている。

また、金融機関は中小企業への経営改善の支援という役割を求められており、その手段として、Fintech を活用し、クラウド型会計ソフトを提供するクラウドベンダーと手を組んで、企業の会計データを共有し、企業の業況、財務状況をリアルタイムで把握するなどして、取引先企業の拡大、囲い込みを行うところが出てきている。ある金融機関はクラウドベンダーと組んで、中小企業に対して、融資の借り換え、クラウド型会計ソフトの導入等の営業の他、税理士の紹介等の提案を行ったことが問題となった。

Fintech の発展が顧問税理士の存在の軽視につながるような事態に対し、日税連においては、最近の規制改革対策特別委員会にて、対応すべき事項として以下の点を取り上げられた。

税理士は、税理士が作成に関与した決算書の正確性、信頼性を高め、価値のあるものであることを企業や金融機関等に改めて認知させることが必要である。税理士が作成した決算書の優位点として、中小会計指針、中小会計要領に準拠していること、さらにチェックリストを作成、添付することで準拠性が明確になり、税務の専門家である税理士としての高度な判断が反映、明示されることである。

金融機関による関与先企業への過度な囲い込みや過度な営業によるトラブルを未然に防ぐために、税理士会による金融懇話会の継続的開催は必須であり、税理士会は可能な限りすべての地域金融機関との接触を図るべきである。また、金融機関と同様、会計ソフトベンダーに対しての説明や動向把握も重要である。

IV AI (人工知能) と税理士の将来像について

近年、AI という単語が新聞やテレビで飛び交うようになった。AI は Artificial Intelligence の略で人工知能と訳される。これが税理士業界でも注目をされる契機となったのが、2013 年にオックスフォード大学の准教授と研究員が著した論文「雇用の未来—コンピュータ化により仕事は失われるか」の中で、数百とある職業の中で将来、99%の確率で AI に代用可能とされる職業の中に Tax Preparers、すなわち税務申告書代行者が含まれているのである。実際に税務

分野にどのような影響があるのだろうか。

税理士が行う業務について考えると、まず税務代理については税理士の専門性が発揮される業務であり、特に税務調査や処分に対する主張、出廷陳述の代行は、AIが人間レベルにまで到達しない限り代替不可能であろう。

税務書類の作成は、確かにAIに置き換わる可能性を秘めていると言える。把握できないほど膨れ上がる租税特別措置の適用など、人間より遥かに精緻で迅速な処理が可能となるかも知れない。

税務相談についても、判例等のデータベースの利用を前提に実用化が可能と考えられる。但し、税務になれない一般の納税者が誤解なく使用するとすると、実用化の過程で種々の障害が想定される。

税理士の業務は将来、そのほとんどをAIが代替するのかも知れないが、そうであったとしてもAIが行った会計税務の真実性、適法性を誰がどう担保するのかという問題は残る。税理士は、一つの取引を考える場合に単に帳簿や証憑書類等の書類だけからではなく、その納税者や会社の性格、家族関係などの人間的要素、置かれた社会環境を理解しなければ、事実を誤認し、法解釈を誤ってしまう場合も多々ある。税は実に人間的なものである。AIが税理士の業務をいくつか代替することがあっても、税理士は現実をしっかりと踏まえ、社会から税理士の存在価値を認めてもらうよう、税に対する研鑽と努力をしていくことに尽きるのではないかと考える。

< TPP協定における税理士サービスの位置付けについて >

現存するTPP協定の「第10章. 国境を越えるサービスの貿易」においては、サービス提供者と消費者の国境をまたいだサービス貿易、及びサービス提供者による商業拠点の設立を通じたサービス貿易に関するサービス自由化が規定されている。一方で、「附属書I」として、日本においてその自由化が留保されているサービス業関連のリスト(ネガティブリスト)が存在しており、この中に「税理士サービス」が含まれている。詳細は下記ホームページをご覧ください。

関連ホームページ

- TPP協定の内容について(TPP政府対策本部ホームページ)

<http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/index.html>

- TPP協定／首相官邸ホームページ

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/tpp2015.html>

以上